**様式第12号**（第４条関係）

行為不許可通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　（申請者氏名）

福島県知事　印

　　　　　年　　月　　日付けで農業用ため池の管理及び保全に関する法律第８条第１項の規定による許可申請のあった下記の特定農業用ため池における行為について、当該特定農業用ため池の保全上支障があると認められるので、不許可とする。

記

１　特定農業用ため池の名称

２　特定農業用ため池の所在地

３　不許可の理由

（教示）

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があっことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

　備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長にして使用すること。